

第8章 歴史的風致形成建造物の管理方針

(1) 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、岐阜県や高山市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行う。またそれ以外の建造物についても、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、所有者又は管理者等が行うことを基本に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下「法」という。)第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持・管理を図る。維持管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。

(2) 個別の事項

① 県指定文化財及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、建造物の外観及び内部とも現状保存を基本とし、これらの建造物を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

② 登録有形文化財及び景観重要建造物

登録有形文化財の建造物及び景観重要建造物については、外観の維持・保存を基本とする。また、建築物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

③ その他保全の措置が必要な建造物

指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や景観重要建造物、市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持・管理は、外観の維持・保存を基本とする。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 届出不要の行為

法第 15 条第 1 項第 1 号及び政令第 3 条第 1 号の規定に基づく届出不要の行為については、以下の場合とする。

①	登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合 登録記念物で、文化財保護法第 133 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
②	景観重要建造物で、景観法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
③	岐阜県文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定により指定された岐阜県重要文化財で、同条例第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合 岐阜県文化財保護条例第 8 条第 1 項の規定により指定された岐阜県記念物で、同条例第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
④	高山市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定により指定された高山市指定有形文化財等で、同条例第 15 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合